

特定施設一覧(振動関係)

施設名	振動規制法(施行令第1条、第3条別表第1)		兵庫県 環境の保全と創造に関する条例 (施行規則第9条別表第7)
	対象詳細		対象詳細
液圧プレス	金属 加工 機械	矯正プレスを除く	すべてのもの
機械プレス		すべてのもの	すべてのもの
せん断機		原動機の定格出力が1kw以上のもの	原動機の定格出力が1kw以上のもの
鍛造機		すべてのもの	すべてのもの
ワイヤーフォーミングマシン		原動機の定格出力が37.5kw以上のもの	原動機の定格出力が37.5kw以上のもの
打抜機		—	原動機の定格出力が2.2kw以上のもの
製管機械		—	すべてのもの
圧延機械		—	原動機の定格出力が22.5kw以上のもの
圧縮機		原動機の定格出力が7.5kw以上のもの	
土石用又は鉱物用の破碎機、 摩砕機、ふるい及び分級機	原動機の定格出力が7.5kw以上のもの		原動機の定格出力が7.5kw以上のもの
織機	原動機を用いるもの		原動機を用いるもの
コンクリートブロックマシン	原動機の定格出力の合計が2.95kw以上のもの		すべてのもの
コンクリート管製造機械及び コンクリート柱製造機械	原動機の定格出力の合計が10kw以上のもの		すべてのもの
ドラムバーカー	木材 加工 機械	すべてのもの	すべてのもの
チップパー		原動機の定格出力が2.2kw以上のもの	すべてのもの
印刷機械	原動機の定格出力が2.2kw以上のもの		原動機の定格出力が2.2kw以上のもの
ゴム練用又は合成樹脂練用の ロール機	カレンダーロール機以外のもの原動機の定格出力 が30kw以上のもの		カレンダーロール機以外のもの原動機の定格出 力が30kw以上のもの
合成樹脂用射出成形機	すべてのもの		すべてのもの
鋳造型機	ジョルト式のもの		すべてのもの